記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、成田空港警備株式会社(所在地 千葉県成田市)に対して、指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ 竹 芝 記 者 ク ラ ブ 神 奈 川 建 設 記 者 会

問い合わせ先

〇総務部契約課長

総務部契約管理官

ナカムラ ヒロシ

タグ・チ ユミコ

中村 宏 (内線2511)

田口 由美子 (内線5880)

〇総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子 (内線2517)

さいたま市中央区新都心2-1

横浜市中区北仲通5-57

電話048-601-3151(代)

電話045-211-7412(代)

〇は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指	名	停	止	措	置	業	者	住	所	
成田空港警備株式会社								千葉県成田市東町77番地		

2. 指名停止措置期間

令和3年7月16日から令和3年8月15日まで(1ヵ月)

3. 指名停止措置対象区域:関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の使用人は、当該業者が警備巡回する中学校の警備巡回中に、職員室内の机の引き出しを開けて現金を盗もうとしたとして、窃盗未遂の疑いで令和3年2月24日までに千葉県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の使用人が、窃盗未遂の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

	措	置	要	件	期	間
15 別表第	をし、工事の記			関し不正又は不 当であると認め		_